

秋田県医療保健福祉計画の策定について（案）

平成29年5月8日
秋田県医務薬事課

1 趣旨

本県の医療の需給状況や患者の疾病構造の変化に対応した地域医療を確保するため、平成30年度から開始される新たな医療保健福祉計画を策定する。

2 検討体制

（1）医療審議会及び医療計画部会

国から示される医療計画作成指針を基に、医療審議会及び医療審議会医療計画部会において、調査・審議等を行い、計画を策定する。

なお、現状の課題と分析及び計画原案の策定など、具体的な調査・審議は医療審議会医療計画部会において行う。

（2）医療連携体制等検討会

医療計画部会に、5疾病・5事業及び在宅医療の分野ごとに、医療連携体制等検討会を設置し、医療連携体制及び目標等の検討を行う。

- | | |
|---------|-----------------------------|
| ・ 5 疾 病 | がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患 |
| ・ 5 事 業 | 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療 |
| ・ 在宅医療 | |

（3）地域医療保健福祉協議会（地域医療連携体制等検討会）

二次医療圏内の医療連携体制について検討を行う。

3 計画期間

平成30年度から平成35年度までの6年間

※介護保険事業計画（3年間）との整合性を確保するため、従来の5年間から変更

4 記載事項

- ① 5疾病・5事業及び在宅医療に係る目標、医療連携体制
- ② 医療従事者の確保
- ③ 医療の安全確保
- ④ 医療圏の設定
- ⑤ 基準病床数 等

5 策定に係る法的手続き

- ・ 医療審議会への諮問・答申
- ・ 医師会、歯科医師会、薬剤師会等への意見聴取
- ・ 市町村、保険者協議会等への意見聴取
- ・ 国への提出・公示

6 策定スケジュール

- ・ 平成29年5月 医療審議会
- ・ 平成29年6月～ 医療計画部会での審議、医療連携体制等の検討
- ・ 平成30年1月 計画素案のパブリックコメント、関係団体への意見聴取
- ・ 平成30年3月 計画案の医療審議会での審議・承認、公示
- ・ 平成30年4月 新計画施行